

第41回あきる野市都市計画審議会議事録

令和6年12月23日（月）

午後3時00分から

午後3時30分まで

あきる野市役所別館 第1会議室

【出席者】

（委員）

町田修二、谷澤俊明、松村博文、甲野富和、宮田明

天野正昭、たばたあずみ、中村のりひと、村野栄一

高木淳（代理 交通課長 警部 杉本伸幸）、

土屋智之（代理 警防課長 名越利昭）、大野智永、小山正弘

（事務局）

有馬都市整備部長、野口都市政策課長、谷内主査、井上主任、峯尾主事、

大石主事

【議事日程】

1 開会

2 再任及び変更委員の紹介

3 会長選出

4 会長職務代理の指名

5 会議録署名委員の指名

6 議事

（1）諮問案件

秋多都市計画生産緑地地区の変更について

【資料1】

（2）関連事項

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

【資料2】

【関連事項資料】

7 閉会

事務局

本日は、年の瀬も押し迫り、大変お忙しいところ、第41回あきる野市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第41回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、都市政策課長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

現在、参集いただいている委員さんは、13名でございまして、2分の1以上の委員の出席がありますので、あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、お手元に配布しております日程に沿って進行させていただきます。

本来であれば、市長よりご挨拶させていただくところですが、公務の都合により出席できませんので、大変申し訳ありませんが、割愛させていただきます。

続きまして、日程2 再任及び変更委員の紹介でございます。

任期満了及び人事異動に伴いまして、委員の再任及び変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが名前を読み上げますので、ご起立と一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

まずはじめに、第1号委員、学識経験者の委員の皆様をご紹介します。

町田 修二様。

(町田 修二様 挨拶)

谷澤 俊明様。

(谷澤 俊明様 挨拶)

松村 博文様。

(松村 博文様 挨拶)

甲野 富和様。

(甲野 富和様 挨拶)

宮田 明様。
(宮田 明様 挨拶)

続きまして、第2号委員、あきる野市議会議員の皆様を紹介させていただきます。

天野 正昭様。
(天野 正昭様 挨拶)

たばた あずみ様。
(たばた あずみ様 挨拶)

中村 のりひと様。
(中村 のりひと様 挨拶)

増崎 俊宏様。
なお、増崎様におかれましては、ご都合により欠席でございます。

村野 栄一様。
(村野 栄一様 挨拶)

続きまして、第3号委員である東京都の職員の皆様をご紹介します。

警視庁 福生警察署長 高木 淳様になりますが、本日は、福生警察署 交通課長 杉本 伸幸様に代理でご出席いただいております。
(杉本 伸幸様 挨拶)

東京消防庁 秋川消防署長 土屋 智之様になりますが、本日は、秋川消防署 予防課長 名越 利昭様に代理でご出席いただいております。
(名越 利昭様 挨拶)

東京都西多摩建設事務所長 三浦 和弘様。
なお、三浦様におかれましては、ご都合により欠席でございます。

東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課長 大野 智永様。
(大野 智永様 挨拶)

続きまして、第4号委員、市民の代表といたしまして、あきる野市町内会・自治会連合会 会長 小山 正弘様。
(小山 正弘様 挨拶)

皆様ありがとうございました。

続きまして、日程3、任期満了に伴う会長の選出についてお諮りしたいと存じます。

会長は、あきる野市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、第1号委員である学識経験者の委員のうちから選挙によって定めることとなっておりますので、町田委員、谷澤委員、松村委員、甲野委員、宮田委員、の中から会長を選出していただきたく存じます。

まず、会長候補者につきまして、自薦、他薦問わず、選出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松村委員から町田委員再任の推挙)

ただ今、松村委員から町田委員の推薦がございました。そのほかございますでしょうか。

ないようなのでお諮りいたします。

会長は、引き続き町田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(満場の拍手)

異議なしの拍手を頂きました。

町田委員の会長就任につきましては、再度皆様の拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(満場の拍手)

大変ありがとうございました。会長は、町田委員に決定いたしました。町田会長につきましては、会長席へお移りいただきたいと思います。

ます。

(会長席へ移動)

それでは早速でございますが、会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

(町田会長 就任の挨拶)

ありがとうございました。

続きまして、日程4 会長職務代理の指名でございます。

あきる野市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長から会長職務代理のご指名をお願いしたいと存じます。

会 長 それでは、あきる野市都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、私から職務代理者の指名をさせていただきます。

職務代理者につきましては、谷澤委員をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、議事に入る前に本日使用する資料の確認をさせていただきます。

はじめに、先日配付させていただきご持参いただきました、第41回あきる野市都市計画審議会資料1と資料2になります。

続きまして、本日お手元に配付させていただきました資料になりますが、日程と委員名簿がそれぞれA4縦で1枚ずつと、「特定生産緑地の指定について」というA4横のカラー刷りの関連事項資料が1枚になります。資料の方はよろしいでしょうか。

それではこれより議事に入ります。議事進行につきましては、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長になっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは議事に入ります。

議事に入ります前に、本日、傍聴の方がいらっしゃいますので、傍聴人の方に申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴券の裏面に

あります注意事項を遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは日程に基づき、進行させていただきます。

日程 5 会議録署名委員の指名でございます。

あきる野市都市計画審議会運営要領第 13 条第 3 項におきまして、議長及び議長が指名する委員が署名することとなっておりますので、本日の会議録署名につきまして、名簿順に指名させていただきます。

天野委員、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程 6 になります。議事でございます。

市長から諮問のございました、秋多都市計画生産緑地地区変更について審議いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、秋多都市計画生産緑地地区の変更につきまして、お手元の諮問資料に基づきまして説明させていただきます。

お手元の資料につきましては、資料 1 1 ページから 3 ページまでが計画書、4 ページ目から理由書、5 ページから 10 ページまでが計画図となっております。

はじめに、1 ページ目の計画書をご覧ください。

第 2 削除のみ行う位置及び区域をご覧ください。

こちらの 6 地区について、地区の全部又は一部を削除するもので、面積は合計で 5,790 平方メートルとなります。

削除する事由としましては、買取り申出による行為の制限解除に伴うものが 5 件、都道の整備によるものが 1 件となっております。

次に、第 3 追加のみ行う位置及び区域をご覧ください。

農業者の申し出により、都市農業の振興や良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において、適正に管理されてる農地について、1 地区 約 320 平方メートルを指定するものです。

次に 2 ページ目 新旧対照表をご覧ください。

ただ今ご説明しました、削除と追加に、国土調査等による面積の精査を加え、全 9 地区の変更を行うものです。

次に 3 ページ目 変更概要をご覧ください。

今回の変更によりまして、現在の３６０地区 ６２．７８ヘクタールを３５８地区 ６２．２８ヘクタールに変更するものです。

４ページ目につきましては、都市計画案の理由書となっております。変更理由につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

５ページ目以降は、計画図となっております。

計画図につきましては、右上に図面番号を記載しており、１／６から６／６までの計６枚ございます。

ここからは、計画図を用いて説明を行ってまいります。

５ページ目、図面番号１／６をご覧ください。

図面中央の地区番号１４２でございます。

主たる従事者の死亡により買取り申出がなされ、その後、行為制限が解除されたため、地区の一部 約３９０平方メートルを削除するもので、変更後の面積は、約１，５９０平方メートルになります。

６ページ目、図面番号２／６をご覧ください。

図面画面中央の地区番号２１１でございます。

主たる従事者の死亡及び指定から３０年経過により、買取り申し出がなされ、その後、行為制限が解除されたため、地区の全部 約１，６００平方メートルを削除するものです。

７ページ目、図面番号３／６をご覧ください。

図面中央の地区番号３３１です。

主たる従事者の死亡により買取り申出がなされ、その後、行為制限が解除されたため、地区の全部 約７１０平方メートルを削除するものです。

８ページ目、図面番号４／６をご覧ください。

まず、図面の右中央にございます、地区番号３４５です。

主たる従事者の死亡により買取り申出がなされ、その後、行為制限が解除されたため、地区の一部 約２，６８０平方メートルを削除するもので、変更後は、約３，２１０平方メートルとなります。

続きまして、図面の左中央やや下でございます、地区番号３９３でございます。

主たる従事者の死亡により買取り申出がなされ、その後、行為制限が解除されたため、地区の一部 約３９０平方メートルを削除するもので、変更後は、約１，７６０平方メートルとなります。

9 ページ目、図面番号 5 / 6 をご覧ください。

図面中央やや北側にございます、地区番号 3 6 8 です。

都道の整備のため、地区の一部 約 2 0 平方メートルを削除するもので、変更後は、約 6 1 0 平方メートルとなります。

1 0 ページ目、図面番号 6 / 6 をご覧ください。

図面中央にございます、地区番号 4 3 4 でございます。

地区の左側、格子状のハッチで示している箇所につきまして、農業者の申出により、新たに約 3 2 0 平方メートルを追加するもので、変更後は、約 1 , 6 2 0 平方メートルとなります。変更の説明については以上となります。

ただいまご説明させていただきました、都市計画の変更案につきましては、都市計画法第 1 9 条第 3 項の規定に基づく、東京都との協議を行いました、特に意見はございませんでした。

また、同法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、1 1 月 1 6 日から 1 1 月 3 0 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧に供しましたが、住民、利害関係者より意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

はい、委員。

委 員 そんなに難しい話ではないんですけど、今まで何度か指摘してきたとおり、やっぱりこうした農地が解除されていくということで非常に残念に思っております。おそらく市街化農地の中の一部を今回解除しますが、ほかに残ったりもしていますので、農地として残すように働きかけなどされたんじゃないかなとは思いますが、その辺りどうなっているのか確認させてください。

会 長 事務局お願いします。

事務局 はい、お答えさせていただきます。

生産緑地の削除につきましては、主たる従事者の相続ということでやむを得ない状況でございます。

10年延長であります特定生産緑地制度、この後、五日市地区につきましてご案内させていただきますけども、旧秋川地区につきましては10年延長ということで、農地を守る取組ということはさせていただいております。

またですね、平成29年に都市緑地法等も改正になりまして、面積要件の引き下げ、1度解除したものの再指定、転用していたものを農地に戻して再指定するといったものが整備されておりまして、これにつきましては、市、あと農業委員会と協働いたしまして、農業者に働きかけをしているところでございます。以上でございます。

(委員挙手)

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 ありがとうございます。様々な方法があるということもお示しくださってと思います。例えば解除を考えているっていう方の中で、一部農地として残せるとか、そういうことがあったかどうか、いかがでしょうか。

会 長 事務局お願いいたします。

事務局 はい、お答えいたします。

今回の案件につきましては、相続ということですので、買取り申出の際は、どれだけ残すのか、全て削除なのかとかそういう話はしますけども、相続による削除については残してくださいとはなかなか言いづらい部分もございます。

ただ、故障によって買取り申出をしたい場合、農業者が高齢でなかなか難しいから生産緑地をやめたいよっていう場合につきましては、家族にできる方がいないのかというような話もさせていただいております。

そのほかに、買取り申出があった後になりますけども、農業委員会のあっせん期間がございます。その中で農業委員会の方に農業者のあっせんをお願いしまして、生産緑地のまま所有権を移転してい

ただくか、また生産緑地につきましては貸借ができる法律もできておりますので、貸借で借りたいという人がいれば積極的にマッチングもしていただきたいという話をしているところでございます。以上でございます。

会 長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは以上で質疑を終了させていただきます。

それでは、本案につきまして採決に入らせていただきます。

ご異議なしの方、挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

はい、ありがとうございました。

挙手全員でございますので、本案に対する異議なしと認めます。

本案につきましては、後ほど、原案のとおり異議がないことを市長に答申いたします。

続きまして、関連事項でございます。特定生産緑地の指定について、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、特定生産緑地の指定について、ご説明させていただきます。

本案件につきましては、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られた116地区の生産緑地を、生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地として指定することについて、意見を伺うものでございます。

この、特定生産緑地制度は、買取り申出期限の延伸を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではないため、都市計画決定をするものではなく諮問案件にはなりません。都市計画の決定に準じた法的効果を発生させるものであることから、都市計画審議会に意見の聴取を行うこととしております。

お手元の資料につきましては、事前に送付させていただきました、資料2 1ページから4ページまでが指定書、5ページから16ページまでが指定図となっております。

また、参考資料としまして、A 4 横のカラー刷りのものを追加で配布させていただいております。

はじめに、本日配布したA 4 横のカラー刷りの「特定生産緑地の指定について」をご覧ください。

これまでの都市計画審議会においてもご説明等させていただいておりますが、新たに委員になられた方もおられるため、改めて簡単に特定生産緑地制度についてご説明いたします。

まず1 番の背景と2 番の法改正の部分でございますが、生産緑地地区につきましては、指定から3 0 年を経過するといつでも買取り申出が可能となります。これに伴い、急激な宅地化が懸念されたことなどから、生産緑地法の一部が改正され、生産緑地地区の買取り申出期限を1 0 年延長する特定生産緑地制度が創設されました。

3 番の市の対応方針といたしましては、指定から3 0 年を迎える生産緑地のうち今後も良好な営農環境の継続が見込まれる農地を対象に、特定生産への移行を進めております。

本市においては、旧秋川市の区域について、平成4 年1 1 月に生産緑地地区の指定を行っており、令和4 年に3 0 年を迎えることになっていたため、既に手続きをさせていただき、終えております。

旧五日市町の区域につきましては、合併後の平成8 年1 0 月に指定しましたので、令和8 年に3 0 年を迎えることになることから、今年度及び来年度の2 か年で指定手続きを行っていく予定でございます。

続きまして、4 番の指定の状況でございます。

今年度及び来年度に特定生産緑地の指定の対象となる生産緑地につきましては、1 9 0 地区 約3 0 . 6 9 ヘクタールとなっております。この中には、平成8 年に市街化区域を編入を行った旧秋川市区域内の生産緑地と平成9 年に生産緑地地区に指定されているものが含まれます。対象の生産緑地のうち、1 1 6 地区 約1 4 . 4 0 ヘクタールにつきましては、今回特定生産緑地に指定するための意見聴取を行うものでございます。

最後に5 番の指定手続きの経過及び予定でございます。

表にありますとおり、今年の1 月に申出基準日到来通知を送付しまして、3 月に申請書等を送付し、説明会を2 度開催しました。その後、4 月から7 月まで申請を受け付けまして、本日、本審議会でご意見を伺いまして、年明け1 月上旬に指定告示を行い、農地等利害関係人に通知する予定でございます。

来年度の指定手続きとしては、２月から３月を目処に、今年度申請されなかった方を対象に、再度案内を送付しまして、今年度と同時期の４月から７月までの間、申請を受け付ける予定でございます。

次に、事前に送付させていただいておりました、資料２をご覧ください。こちらは特定生産緑地につきましての指定書案でございます、１ページから４ページまでが指定書になりまして、指定する地区が一覧になっております。

今回、１１６地区全てについて説明を申し上げるところではございませんが、表の見方などをご説明させていただきたいと思っております。

例えば、表の左側から２列目、番号の列でございますが、２３２－１というふうに記載されております。

番号の付け方といたしましては、生産緑地地区番号２３２の後ろに、通常の実産緑地地区との違いを示すために１を付けております。

表の右側から３列目でございますが、申出基準日とあります。これは先ほど少し説明をさせていただきましたが、当初指定された日から３０年が経過する日でございまして、旧五日市町の区域における生産緑地の指定は、平成８年１０月１日でございますので、西暦２０２６年、令和で申しますと、令和８年１０月１日が申出基準日となっております。

先ほどの番号２３２－１につきましては、瀬戸岡字余田地内に位置しておりまして、元々生産緑地地区として指定されている面積が、約１，７５０平方メートルで、今回、当該地区内の全てである約１，７５０平方メートルを特定生産緑地に指定するものでございます。図面番号１に区域を示しております。

５ページをご覧ください。５ページの右上でございますが、１／１２というふうに図面番号を振らせていただいております、これが指定書に記載してある図面番号に対応しております。

図面の見方でございますが、図面中央の２３２－１をご覧くださいければと思います。

緑色の太線で囲まれた範囲内が、生産緑地地区でございます。そのうち、今回、新たに特定生産緑地に指定する部分につきまして、細かいハッチングをかけて示しております。２３２－１につきましては、地区の全てを新たに特定生産緑地に指定するため、地区の全てにハッチングがかかっております。

図面の左下201-1をご覧ください。こちらも太線で囲まれた範囲内が、生産緑地地区でございますが、そのうち、少し大きめの粗いハッチングがかかった部分につきましては、既に特定生産緑地として指定されているものになります。ハッチングがかかっていない部分につきましては、特定生産緑地の指定がされていないものでございます。

このような形で、全部の116地区を今回指定するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

本件については、都市計画決定案件ではありませんが、意見聴取ということですので、質疑を行います。質疑及び意見のある方は、挙手をお願いします。

(委員挙手)

委員、どうぞ。

委 員 先ほどと重複する部分もあるかと思いますが、今回、116地区指定するということで、残り74地区がまだ申し入れがないということですので、再度案内をしてくださるということですが、特定生産緑地も再延長しないと10年で終わってしまうこともあり、今後農地を守っていくことが難しくなっていくと思っています。非常に大切なことだと思っておりますので、ぜひ丁寧に対応していただければと思います。

会 長 丁寧の説明をしてほしい。対処してほしいというご意見でした。ほかにいかがでしょうか。

特にないようですので、ただいま頂いた意見については、まとめていただきまして、市長に回答させていただきます。

本日の議事は、以上ですべて終了でございます。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございます。

それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局

町田会長、議事を進行していただきありがとうございました。

続きまして、日程 7 閉会になりますが、閉会前に 1 点だけご報告をさせていただきます。

現在、秋川駅北口の中心市街地の西側に位置しております、秋川高校跡地、豊原・早道場地区におきまして、都市計画マスタープランに基づきます、産業系及び複合型市街地の形成を目指し、取組を進めているところでございます。

進捗に応じまして、今後の審議会等においてご報告させていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様、本日は、慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。